

福島県警察犯罪被害者支援基本計画

第1 総則

1 目的

この計画は、警察庁犯罪被害者支援基本計画を受け、福島県警察における犯罪被害者支援施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

3 推進体制

総合的に犯罪被害者支援を推進するため、別に定めるところにより、県本部に福島県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第2に示す施策についての推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進状況の把握と必要な調整を行う。

第2 具体的な施策

本項に示す施策については、犯罪又は犯罪に類する行為による被害を受けた者はもちろんのこと、施策の内容に応じてその遺族、家族その他の関係者に対しても積極的に推進するものとする。

なお、各施策ごとにその所掌課について明示したことから、関係所属と連携した上、本計画に即した取組を推進するとともに、施策中「◎」が付された施策については、計画期間において、更に質の高い支援が全国斉一に実施されることを目指す上での指標と位置付けられており、毎年度、その推進状況（【】に示した数値等）を検証するものとする（各施策と所掌課の対応関係は別表のとおり）。

1 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供

(1) 相談体制の充実等

警察安全相談専用電話「#9110番」のほか、「ヤングテレホン」、「いじめ110番」、「性犯罪被害110番」、「女性安全相談所」、「女性被害相談所」等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の継続配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。また、犯罪被害者の住所地を問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず、適切に相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望に応じて、公益社団法人ふくしま被害者支援センター（以下「被害者支援センター」という。）をはじめとする福島県被害者等支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報

提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行う。

また、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、被害者を早期に保護する。《警務課、総務課、県民サービス課、生活安全企画課、少年課、生活環境課、地域企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許課》

(2) 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めるなど、犯罪被害者の立場に立って適切に対応する。

また、犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど必要な措置を講ずる。《事件主管課》

(3) 刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続のほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努める。

さらに、外国人犯罪被害者の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて、その内容の充実、見直しを図りつつ、確実な配布に努めるとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報紙などを通じて警察の犯罪被害者支援施策について周知を図る。《県民サービス課、生活安全企画課、少年課、地域企画課、刑事総務課、捜査第一課、交通指導課、外事課》

◎(4) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずる。また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者の状況やニーズのうち、他の行政機関や被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者の同意を得て情報提供するなど、

犯罪被害者の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図る。《県民サービス課、刑事総務課、交通指導課、事件主管課》

【被害者連絡制度の実施率】

(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを県本部、署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図る。《県民サービス課、刑事総務課》

(6) 犯罪被害者に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者の意見と、報道の自由及び国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。《総務課、県民サービス課、事件主管課》

(7) 犯罪被害者の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。《刑事総務課、事件主管課》

(8) 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援

警察庁、外務省等の関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努める。《県民サービス課、刑事総務課、組織犯罪対策課、外事課》

(9) 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進

地域警察官は、被害者連絡を担当する捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進する。《地域企画課、刑事総務課》

(10) 被害少年が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや各署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をする。また、「いじめ110番」、「ヤングテレホン」等の電話による相談窓口の周知広報を図るほか、フリーダイヤル又は電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。《県民サービス課、少年課》

(11) 被害児童からの事情聴取における配慮

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進める。《少年課、刑事総務課、捜査第一課、事件主管課》

(12) 性犯罪被害者に対する適切な対応

性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。《県民サービス課、生活安全企画課、少年課、地域企画課、刑事総務課、捜査第一課》

(13) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

「性犯罪被害110番」、「SACRAホットライン」等の相談窓口に関する広報、「女性安全相談所」及び「SACRAふくしま」の効果的運用等により、性犯罪被害者が、公費負担制度、カウンセリング制度等に関する情報を入手する際の利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容等を十分に説明し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努める。《県民サービス課、生活安全企画課、地域企画課、捜査第一課》

(14) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備モデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告を躊躇ちゆうちよしている間に証拠が滅失することのないよう努める。

また、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワー

クを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。《県民サービス課、捜査第一課、鑑識課》

(15) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。《捜査第一課、交通指導課》

(16) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努める。また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図る。《交通指導課》

2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援

◎(1) 医療費等の負担軽減

医療機関受診経費等である身体犯被害者の診断書料等、性犯罪被害者の初診料、緊急避妊、人工妊娠中絶等の費用、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これら制度に関する周知を図る。特に、性犯罪被害者に係る初診料等の公費負担の運用については、可能な限り全国的水準に合わせて行うよう努める。《県民サービス課、捜査第一課、交通指導課》

【司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数、診断書料、初診料、検案書料の支給件数（性犯罪被害に係るものを除く。）及び緊急避妊費用等（診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用及び人工中絶費用）の支給件数】

◎(2) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（平成27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会）を踏まえ、新たなカウンセリング費用の公費負担制度の新設等について検討するとともに、既存の性犯罪被害者に対する精神疾患の診療費の公費負担制度の適切な運用に努める。《県民サービス課、会計課》

【部内カウンセラーの配置状況及びカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況】

◎(3) 犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察部内カウンセラーの効果的運用に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者に対するカウンセリングを実施する。また、県警察で委嘱している被害者カウンセラー、被害者支援センター、精神科医等との連携を図り、犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するよう努める。《県民サービス課》

【警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数及び部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数】

(4) 被害直後における居住場所の確保

再被害を受けるおそれがある場合や自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊され、自宅での居住が困難な場合等であって、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者が利用できる緊急避難場所を提供する制度及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を引き続き積極的に運用するとともに、その充実に努める。《県民サービス課、生活安全企画課、捜査第一課》

◎(5) 犯罪被害給付制度の運用改善

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行う。また、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めるほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害給付制度の運用改善及び関係職員への同制度の周知徹底に努める。《県民サービス課、事件主管課》

【平均裁定期間】

(6) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。《県民サービス課》

(7) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターをはじめとする犯罪被害者支援団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学

等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施する。《県民サービス課、少年課》

(8) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

振り込め詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行う。《生活環境課、刑事総務課、捜査第二課、組織犯罪対策課》

(9) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター、各単位弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させる。《組織犯罪対策課》

3 犯罪被害者の安全の確保

(1) 再被害防止措置の推進

同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領及び自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行う。また、必要に応じ緊急通報装置や防犯カメラセットを貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進する。

加えて、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。《県民サービス課、生活安全企画課、刑事総務課、事件主管課》

(2) 再被害防止に向けた関係機関との連携の充実

配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、女性のための相談支援センターや児童相談所等との連携を充実させる。

また、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や要保護児童対策地域協議会等の組織を活用するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。《生活安全企画課、少年課、生活環境課》

(3) 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者等について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講ずる。《生活安全企画課、総合運用指令課、捜査第一課、鑑識課》

(4) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への適切な対応

ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を踏まえ、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者に対する情報提供、ストーカー被害予防のための教育、加害者に関する取組等を推進する。《生活安全企画課》

(5) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の発見に資する教養や子供の死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図るとともに、確実に児童相談所等への通告を行う。《少年課、捜査第一課》

(6) 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、関係機関からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行う。また、検察庁、刑務所、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体との連携に努め、子供を対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止する。《生活安全企画課》

(7) 保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。《組織犯罪対策課》

4 犯罪被害者支援推進のための基盤整備

(1) 施設の改善

犯罪被害者から事情聴取を行う相談室等や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、これら施設等の環境整備を図る。《県民サービス課、会計課》

(2) 研修の充実等

職員の採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。これらの教養に犯罪被害者の講演を組み込むなど、犯罪被害者への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者の二次的被害の防止に努める。特に、犯罪被害者支援担当職員に対しては、臨床心理士によるロールプレイ方式による演習を含む専門的研修を行う。これら教養に当たっては、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者に係る教養の実施についても配慮する。

また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努める。《県民サービス課、教養課、生活安全企画課、少年課、捜査第一課》

(3) 被害者支援要員制度の活用

事件発生直後から犯罪被害者に付き添い必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体等を紹介するとともにこれらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす被害者支援要員制度の積極的かつ効果的な活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努める。

特に、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者支援担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。《県民サービス課、刑事総務課、交通指導課、事件主管課》

◎(4) 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

被害者支援要員等の犯罪被害者支援に携わる警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、警察庁において行った実態調査に基づく検討結果を踏まえ、幹部職員等はこれら職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士による

カウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講ずる。《県民サービス課》
【代理受傷に関する教養の実施状況】

(5) 適切な賞揚と好事例の勧奨

情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰を実施することで、犯罪被害者支援に係る職員の意識の高揚を図る。《県民サービス課、事件主管課》

(6) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図る。また、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官の積極的な運用を図るとともに、性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官による対応を図るほか、産婦人科医会や被害者支援センターをはじめとする犯罪被害者支援団体との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。《警務課、県民サービス課、捜査第一課》

(7) 被害者等支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携等

被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、その設置目的を各会員に共有させ、犯罪被害者支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図る。また、被害者等支援連絡協議会等の活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者に対して行うよう努める。《県民サービス課》

◎(8) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間支援団体との連携・協力等

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体である被害者支援センターに情報提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努める。

また、被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体による支援が、全国的に一定水準以上で行われるよう、犯罪被害者の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、犯罪被害者支援団体の運営及び活動に協力する。

このほか、民間支援団体と連携し、犯罪被害者の要望に応じて、自助グルー

プの紹介を行う。《県民サービス課、事件主管課》

【民間被害者支援団体における相談受理件数、民間被害者支援団体における直接支援件数及び犯罪被害者等早期援助団体への情報提供件数】

(9) 性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」の効果的運用

性犯罪被害者への適切な支援を推進するため、県警察、福島県産婦人科医会及び被害者支援センターの三機関連携による性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」が運用されていることから、協力病院、被害者支援センターなどの関係機関・団体との連携を強化し、適正かつ効果的な運用を図る。《県民サービス課、生活安全企画課、少年課、捜査第一課》

(10) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援活動員の養成への支援

被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行う。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援活動員の育成を支援するため、被害者等支援連絡協議会等において、犯罪被害者支援団体の支援活動員をコーディネーター役とし、具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を行う。《県民サービス課》

(11) 民間支援団体への支援の充実

被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努める。また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う団体の意義・活動等について広報する。《県民サービス課》

5 県民の理解の増進

(1) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策に関する広報の実施

関係機関や被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用の冊子の作成、県本部及び署ホームページ等での犯罪被害者支援施策の掲載、自治体の広報紙等を活用した広報等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。

情報の提供を行うに当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能な

媒体をはじめとする各種広報媒体の活用を図るとともに、広報紙、リーフレット等のインターネット以外の媒体を用いて情報を提供することで、インターネットで情報を得ることができる者とそうでない者との間で情報格差が生じないよう配慮する。《県民サービス課、関係各課》

(2) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者の置かれた状況についての県民の理解の増進

諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者への理解を深めるための広報啓発に活用する。《県民サービス課》

(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進

支援の輪を広げるつどい等様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。《県民サービス課、少年課、捜査第一課》

◎(4) 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」の開催等

社会全体で被害者を支える気運を醸成し、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するため、「被害者に優しいふくしまの風運動」を今後も継続して推進する。本運動の一環である「被害者に優しい人づくり事業」は、被害者支援センター、県教育庁等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者の遺族等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ授業」を開催することとし、犯罪被害者への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。

また、犯罪被害者支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等を積極的に推進する。

さらに「被害者に優しい地域づくり事業」として、あらゆる機会を利用して、警察における犯罪被害者支援施策の紹介、被害者遺族等の手記朗読による「ミニ講座」、被害者による講演会等を積極的に推進することにより、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図る。《県民サービス課》

【「命の大切さを学ぶ授業」の開催状況】

(5) 犯罪被害者の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施
地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者が特

定されないよう工夫した上で、各種広報紙のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったくり、交通事故の発生状況等を発信するなどタイムリーな情報の提供を行う。《生活安全企画課、地域企画課、交通企画課》

(6) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。《交通企画課、運転免許課》